

議案第 53 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を下記のとおり定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 5 月 17 日提出

**平成 29 年 5 月 17 日可決**

藤岡市長 新井利明

記

- 1 損害賠償の額 1, 529, 545 円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●  
● ● ● ●
- 3 事件の概要

平成 28 年 2 月 22 日（月）午後 2 時頃、健康づくり課職員の運転する庁用車が高崎市下之城町地内の国道 17 号線を前橋方面に走行中に、信号待ちの車列に追突して玉突き事故を起こし、庁用車を含む 4 台の車両が破損し、庁用車の運転手を含む 6 人が負傷した。

2 の相手方は、庁用車から 2 台目の車両の運転手であり、本件は、相手方の負傷に対する損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものである。